

税理士法人第一経営

疑問
解決

消費税セミナー

参加費
無料

免税事業者がいなくなる？
一人親方は雇えなくなる？

2月8日（金）15:00～17:00

2019年10月1日から消費税税率が8%から10%へ増税となり、経営がこわされます。

そこで今回のセミナーでは、・増税などの内容の確認、・仕事への影響、・経過措置の内容と実務上の注意点などについて、改めて学習する機会としたいと思います。

■講師：税理士 杉本周吾・税理士 西山大輔

詳細

■会場

さいたま市大宮区北袋町 1-332 第一経営ビル 2F

※公共交通機関のご利用をお願いします。

■定員 20名

■お問い合わせ先

税理士法人第一経営 大宮事務所

TEL:048-658-8888

担当:宮田



※参加ご希望の方は、下記空欄にご記入頂き、この書面をFAXにてご返送頂きますよう宜しくお願い致します。

お名前		参加希望日	
お電話番号		参加人数	

048-658-8900 へ FAX